

名称	対象	内容	
		共通事項	個別事項
特定診断	死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十一年政令第二百八十六号)第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の一年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者(同条第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。)	①心理テストによる診断 ・性格、運転態度及び危険感受性に関する基本的診断 ・認知、判断及び動作の正確さ、動作の円滑さ	受診者から交通事故を引き起こしたときの状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、交通事故を引き起こすに至った要因を認識させるとともに、交通事故を引き起こした原因を認識させるとともに、交通事故を引き起こした原因を参考として、交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者(同条第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。)
名称	対象	共通事項	個別事項
特定診断	死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十一年政令第二百八十六号)第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の一年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者(同条第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。)	①心理テストによる診断 ・性格、運転態度及び危険感受性に関する基本的診断 ・認知、判断及び動作の正確さ、動作の円滑さ	受診者から交通事故を引き起こしたときの状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、交通事故を引き起こすに至った要因を認識させるとともに、交通事故を引き起こした原因を認識させるとともに、交通事故を引き起こした原因を参考として、交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者(同条第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。)

名称	対象	内容	
		共通事項	個別事項
特定診断	死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十一年政令第二百八十六号)第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の一年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者(同条第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。)	①心理テストによる診断 ・性格、運転態度及び危険感受性に関する基本的診断 ・認知、判断及び動作の正確さ、動作の円滑さ ②視覚機能の診断	受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、当該受診者の加齢による身体機能の変化の運転行動への影響を認識させ、防止のために、交通事故の未然化に留意すべき点に関する助言及び指導を行う。
名称	対象	共通事項	個別事項
特定診断	死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十一年政令第二百八十六号)第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の一年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者(同条第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。)	①心理テストによる診断 ・性格、運転態度及び危険感受性に関する基本的診断 ・認知、判断及び動作の正確さ、動作の円滑さ ②視覚機能の診断	受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、当該受診者の加齢による身体機能の変化の運転行動への影響を認識させ、防止のために、交通事故の未然化に留意すべき点に関する助言及び指導を行う。

○国土交通省告示第九百九号
貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)第十条第一項の規定に基づく適性診断を、平成十五年六月四日に次のとおり認定したので、同条第五項の規定に基づき、告示する。
平成十五年六月十六日
国土交通大臣 林 寛子